

平成 20 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

20. 2. 18

仮番	内 容	
1	議案番号	第1号議案
	議案名	安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	市民の安全に関する施策の一元化を図るもの 20. 4. 1～ 総務部の分掌する次の事務を市民生活部の分掌する事務とする。 消防及び防災に関すること。
2	議案番号	第2号議案
	議案名	安城市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	審議会における委員への議員の参画を見直すことに伴うもの 公布の日～ 安城市住居表示審議会の委員の対象となる者から市議会の議員を削る。
3	議案番号	第3号議案
	議案名	安城市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	摘要	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うもの 20. 4. 1～ 1 育児短時間勤務制度の実施 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、職員が、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間の勤務をすることができる形態として、週20時間、24時間又は25時間の勤務時間による形態を設ける。 (2) 育児短時間勤務制度の実施に伴い、給与その他の勤務条件に関する規定を整備する。 2 改正する条例 (1) 安城市職員の育児休業等に関する条例 (2) 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (3) 安城市職員の給与に関する条例 (4) 安城市職員退職手当支給条例 (5) 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

仮番	内 容	
5	議案番号	第5号議案
	議案名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	安城市特別職報酬等審議会の答申に準じ、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定するもの 20. 4. 1~	
	報酬の額の引上げ等	
	区分	単位 新 旧 引上額
教育委員会	委員長	月額 62,000円 61,300円 700円
	委員	月額 50,100円 48,500円 1,600円
監査委員	識見を有する者	月額 126,900円 95,000円 31,900円
	議会選出	月額 40,300円 39,800円 500円
公平委員会委員		日額 7,500円 7,400円 100円
農業委員会	会長	月額 48,500円 48,000円 500円
	会長職務代理者	月額 37,700円 37,300円 400円
	正副部長	月額 27,900円 27,600円 300円
	委員	月額 26,500円 25,600円 900円
固定資産評価審査委員会委員		日額 7,500円 7,400円 100円
選挙管理委員会	委員長	月額 29,400円 29,100円 300円
	委員	月額 24,500円 21,500円 3,000円
選挙長		1回 13,700円 13,300円 400円
選挙立会人		1回 11,900円 11,800円 100円
開票管理者		1回 13,700円 13,300円 400円
開票立会人		1回 11,900円 11,800円 100円
投票所の投票管理者		日額 18,700円 18,500円 200円
投票所の投票立会人		日額 17,700円 17,500円 200円
期日前投票所の投票管理者		日額 16,600円 16,400円 200円
期日前投票所の投票立会人		日額 15,700円 15,500円 200円
交通指導員	甲種	月額 127,000円 ^{円納} 125,600円 ^{円納} 1,400円
	乙種	年額 75,300円 74,500円 800円
衛生委員		年額 8,200円 8,100円 100円
保健センター管理医		月額 93,500円 93,500円 0円
休日急病診療所長		月額 51,300円 51,300円 0円
介護認定審査会委員		日額 19,000円 19,000円 0円
障害程度区分認定審査会委員		日額 19,000円 19,000円 0円
情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 15,000円 15,000円 0円
体育指導委員		年額 54,600円 40,900円 13,700円
指導員		月額 廃止 163,000円 ^{円納} -
その他の委員会等の委員等		日額 7,500円 7,400円 100円

仮番	内 容																													
6	議案番号	第6号議案																												
	議案名	安城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に準じ、消防団員の報酬の額を改定するもの 20. 4. 1～</p> <p>報酬年額の引上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新</th> <th>旧</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>163,000 円</td> <td>161,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>122,100 円</td> <td>120,700 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>88,800 円</td> <td>87,800 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>60,500 円</td> <td>51,000 円</td> <td>9,500 円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>37,000 円</td> <td>34,200 円</td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,000 円</td> <td>33,500 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	新	旧	引上額	団長	163,000 円	161,000 円	2,000 円	副団長	122,100 円	120,700 円	1,400 円	分団長	88,800 円	87,800 円	1,000 円	副分団長	60,500 円	51,000 円	9,500 円	班長	37,000 円	34,200 円	2,800 円	団員	36,000 円	33,500 円	2,500 円
	区分	新	旧	引上額																										
団長	163,000 円	161,000 円	2,000 円																											
副団長	122,100 円	120,700 円	1,400 円																											
分団長	88,800 円	87,800 円	1,000 円																											
副分団長	60,500 円	51,000 円	9,500 円																											
班長	37,000 円	34,200 円	2,800 円																											
団員	36,000 円	33,500 円	2,500 円																											
7	議案番号	第7号議案																												
	議案名	安城市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	<p>旅費の種類及び額を見直し、適正な旅費の支給の執行を図るもの 20. 4. 1～</p> <p>1 安城市職員の旅費に関する条例の一部改正 日当の廃止及び旅行雑費の新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>廃止</th> <th>新設</th> </tr> <tr> <th>日当(1日につき)</th> <th>旅行雑費(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係長以上の職務にある者</td> <td>2,700 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職務にある者</td> <td>2,500 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>100 キロメートル未満の旅行の場合における旅行雑費の額は、定額の2分の1に相当する額とする。 公用の車両を使用して旅行するときは、旅行雑費は、支給しない。</p> <p>2 安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 日当の廃止及び旅行雑費の新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>廃止</th> <th>新設</th> </tr> <tr> <th>日当(1日につき)</th> <th>旅行雑費(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長及び副市長</td> <td>3,000 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旅費の支給については、一般職の職員の例による。</p> <p>3 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 非常勤の職員が住居又は主な就業場所と勤務場所との間を往復する際に要した費用について、市長が必要と認める額を弁償することができることとする規定の追加</p>		区分	廃止	新設	日当(1日につき)	旅行雑費(1日につき)	係長以上の職務にある者	2,700 円	1,500 円	上記以外の職務にある者	2,500 円	1,500 円	区分	廃止	新設	日当(1日につき)	旅行雑費(1日につき)	市長及び副市長	3,000 円	1,500 円									
	区分	廃止		新設																										
日当(1日につき)		旅行雑費(1日につき)																												
係長以上の職務にある者	2,700 円	1,500 円																												
上記以外の職務にある者	2,500 円	1,500 円																												
区分	廃止	新設																												
	日当(1日につき)	旅行雑費(1日につき)																												
市長及び副市長	3,000 円	1,500 円																												

仮番	内 容	
8	議案番号	第8号議案
	議案名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>ごみ減量推進委員会を市長の附属機関とし、ごみの減量化施策を強力に推進するもの 20. 4. 1~</p> <p>市に安城市ごみ減量推進委員会を置く。</p> <p>1 所掌事項 ごみその他の廃棄物の減量化を推進するため、その排出抑制、資源化等の方策について調査審議すること。調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。</p> <p>2 委員 (1) 人数 12人以内 (2) 任期 2年</p>
9	議案番号	第9号議案
	議案名	安城市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>多門霊園の一部の区画の使用を許可するに当たり、その使用料を改定するもの 20. 4. 1~</p> <p>多門霊園の使用料を引き上げ、市が設置する他の霊園の使用料との整合性を図る。 1平方メートルにつき 156,250円 → 190,000円</p>
10	議案番号	第10号議案
	議案名	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴うもの 20. 4. 1~</p> <p>1 同一の死亡につき、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法律の規定により、葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には、葬祭費の支給を行わないこととする。</p> <p>2 保健事業として、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査及び特定保健指導を行うこととする。</p>

仮番	内 容	
11	議案番号	第11号議案
	議案名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	介護保険法施行令の改正に伴うもの 20. 4. 1~	
	保険料率の特例措置を適用する期間の延長	
	前年の合計所得金額が125万円以下であり、平成17年1月1日現在の年齢が65歳以上であった第1号被保険者について、平成19年度において講じた次の特例措置を平成20年度も継続する。	
	対 象 者	平成20年度の 保険料額(年額)
	条例第3条第1項第4号(保険料額(年額)44,400円)に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第1号(同17,760円)に該当するもの	35,520円 (基準額×0.8)
	条例第3条第1項第4号に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第2号(保険料額(年額)22,200円)に該当するもの	36,852円 (基準額×0.83)
	条例第3条第1項第4号に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第3号(保険料額(年額)31,080円)に該当するもの	39,960円 (基準額×0.9)
	条例第3条第1項第5号(保険料額(年額)55,500円)に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第1号に該当するもの	42,624円 (基準額×0.96)
	条例第3条第1項第5号に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第2号に該当するもの	44,400円 (基準額×1.0)
	条例第3条第1項第5号に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第3号に該当するもの	47,064円 (基準額×1.06)
条例第3条第1項第5号に該当する者で、平成20年度分の市民税が課されていないものとした場合には同項第4号に該当するもの	51,504円 (基準額×1.16)	
12	議案番号	第12号議案
	議案名	安城市農業委員会の部会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	西三河農業共済組合が設立されることに伴い、同農業共済組合が推薦する理事又は組合員を委員として選任するもの 20. 4. 1~	
	農地部会に係る部会委員の定数の変更 法第12条第1号の委員(農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区からの推薦による委員)が互選した者 1人 2人	

仮番	内 容	
13	議 案 番 号	第 1 3 号 議 案
	議 案 名	安 城 市 後 期 高 齢 者 医 療 条 例 の 制 定 に つ い て
	摘 要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴うもの 20. 4. 1～</p> <p>1 保険料の徴収その他政令及び省令に規定する事務のほか、市において行う事務 (1) 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 (2) 保険料の額の通知に係る通知書の作成及び引渡し (3) 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (4) 保険料の徴収猶予の申請に対する愛知県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5) 保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6) 保険料の減免の申請に対する愛知県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (7) 被保険者の所得その他の事項を記載した保険料に関する申告書の提出の受付</p> <p>2 保険料を徴収すべき被保険者 (1) 市の区域内に住所を有する被保険者 (2) 病院等の所在する場所に住所を変更した被保険者で、当該病院等に入院等をした際に安城市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>3 普通徴収に係る保険料の納期 (1) 第 1 期 7 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (2) 第 2 期 8 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (3) 第 3 期 9 月 1 6 日 から 同 月 3 0 日 まで (4) 第 4 期 1 0 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (5) 第 5 期 1 1 月 1 6 日 から 同 月 3 0 日 まで (6) 第 6 期 1 2 月 1 6 日 から 同 月 2 6 日 まで (7) 第 7 期 翌 年 1 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (8) 第 8 期 翌 年 2 月 1 6 日 から 同 月 末 日 まで</p> <p>4 罰 則 (1) 被保険者等が、正当な理由なしに、市から保険料の徴収に関して必要な文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は保険料の徴収に関する市の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 (2) 偽りその他不正の行為により保険料その他徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>5 平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る普通徴収による保険料の納期の特例(附則で規定) (1) 第 1 期 1 0 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (2) 第 2 期 1 1 月 1 6 日 から 同 月 3 0 日 まで (3) 第 3 期 1 2 月 1 6 日 から 同 月 2 6 日 まで (4) 第 4 期 翌 年 1 月 1 6 日 から 同 月 3 1 日 まで (5) 第 5 期 翌 年 2 月 1 6 日 から 同 月 末 日 まで</p>

仮番	内 容	
14	議 案 番 号	第 1 4 号 議 案
	議 案 名	安城市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>スポーツ振興法の改正に伴うもの 20. 4. 1～</p> <p>引用しているスポーツ振興法の条項名の変更 第 1 条中「第 1 8 条第 2 項及び第 5 項」 「第 1 8 条第 2 項及び第 6 項」</p>
15	議 案 番 号	第 1 5 号 議 案
	議 案 名	安城市男女共同参画推進条例の制定について
	摘 要	<p>男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの 20. 4. 1～</p> <p>資料別添（17ページ以降）</p>

仮番	内 容																																													
16	議案番号	第16号議案																																												
	議案名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																																												
	建築基準法の改正に伴う愛知県手数料条例の改正に準じ、確認申請 20. 6. 1～ 手数料等を改定するもの																																													
	1 確認申請又は計画通知手数料及び完了検査申請又は完了通知手数料の額の改定 (1) 建築物																																													
	申請1件についての建築物の床面積の合計	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">確認申請又は計画通知手数料の額</th> <th colspan="2">完了検査申請又は完了通知手数料の額(下段は、特定工程に係る建築物に係る額)</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> <td>17,000円 16,000円</td> <td>10,000円 9,000円</td> </tr> <tr> <td>19,000円</td> <td>9,000円</td> <td>22,000円 21,000円</td> <td>12,000円 11,000円</td> </tr> <tr> <td>41,000円</td> <td>14,000円</td> <td>36,000円 35,000円</td> <td>16,000円 15,000円</td> </tr> <tr> <td>68,000円</td> <td>19,000円</td> <td>51,000円 50,000円</td> <td>22,000円 21,000円</td> </tr> <tr> <td>107,000円</td> <td>34,000円</td> <td>67,000円 66,000円</td> <td>36,000円 35,000円</td> </tr> <tr> <td>155,000円</td> <td>48,000円</td> <td>95,000円 93,000円</td> <td>50,000円 47,000円</td> </tr> <tr> <td>231,000円</td> <td>140,000円</td> <td>171,000円 161,000円</td> <td>120,000円 110,000円</td> </tr> <tr> <td>341,000円</td> <td>240,000円</td> <td>244,000円 234,000円</td> <td>190,000円 180,000円</td> </tr> <tr> <td>610,000円</td> <td>460,000円</td> <td>449,000円 439,000円</td> <td>380,000円 370,000円</td> </tr> </tbody> </table>	確認申請又は計画通知手数料の額		完了検査申請又は完了通知手数料の額(下段は、特定工程に係る建築物に係る額)		新	旧	新	旧	6,000円	5,000円	17,000円 16,000円	10,000円 9,000円	19,000円	9,000円	22,000円 21,000円	12,000円 11,000円	41,000円	14,000円	36,000円 35,000円	16,000円 15,000円	68,000円	19,000円	51,000円 50,000円	22,000円 21,000円	107,000円	34,000円	67,000円 66,000円	36,000円 35,000円	155,000円	48,000円	95,000円 93,000円	50,000円 47,000円	231,000円	140,000円	171,000円 161,000円	120,000円 110,000円	341,000円	240,000円	244,000円 234,000円	190,000円 180,000円	610,000円	460,000円	449,000円 439,000円	380,000円 370,000円
確認申請又は計画通知手数料の額		完了検査申請又は完了通知手数料の額(下段は、特定工程に係る建築物に係る額)																																												
新	旧	新	旧																																											
6,000円	5,000円	17,000円 16,000円	10,000円 9,000円																																											
19,000円	9,000円	22,000円 21,000円	12,000円 11,000円																																											
41,000円	14,000円	36,000円 35,000円	16,000円 15,000円																																											
68,000円	19,000円	51,000円 50,000円	22,000円 21,000円																																											
107,000円	34,000円	67,000円 66,000円	36,000円 35,000円																																											
155,000円	48,000円	95,000円 93,000円	50,000円 47,000円																																											
231,000円	140,000円	171,000円 161,000円	120,000円 110,000円																																											
341,000円	240,000円	244,000円 234,000円	190,000円 180,000円																																											
610,000円	460,000円	449,000円 439,000円	380,000円 370,000円																																											
	(2) 工作物																																													
	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">確認申請又は計画通知手数料の額</th> <th colspan="2">完了検査申請又は完了通知手数料の額</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 築造する場合 17,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 7,000円 </td> <td> 築造する場合 8,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 4,000円 </td> <td>29,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	確認申請又は計画通知手数料の額		完了検査申請又は完了通知手数料の額		新	旧	新	旧	築造する場合 17,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 7,000円	築造する場合 8,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 4,000円	29,000円	9,000円																																
確認申請又は計画通知手数料の額		完了検査申請又は完了通知手数料の額																																												
新	旧	新	旧																																											
築造する場合 17,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 7,000円	築造する場合 8,000円 ----- 計画の変更をして 築造する場合 4,000円	29,000円	9,000円																																											
	2 中間検査申請又は特定工程終了通知に係る手数料の額の改定																																													
	申請1件についての建築物の床面積の合計	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>21,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>33,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>47,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>62,000円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>84,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>143,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>204,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>391,000円</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	16,000円	9,000円	21,000円	11,000円	33,000円	15,000円	47,000円	20,000円	62,000円	33,000円	84,000円	45,000円	143,000円	100,000円	204,000円	160,000円	391,000円	330,000円																								
新	旧																																													
16,000円	9,000円																																													
21,000円	11,000円																																													
33,000円	15,000円																																													
47,000円	20,000円																																													
62,000円	33,000円																																													
84,000円	45,000円																																													
143,000円	100,000円																																													
204,000円	160,000円																																													
391,000円	330,000円																																													

仮番	内 容										
17	議 案 番 号	第 1 7 号 議 案									
	議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
	摘 要	<p>衣浦東部都市計画安城北部地区工業団地地区計画の決定に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">都市計画法に基づく告示の日～</p>									
<p>安城北部地区工業団地地区整備計画区域内における建築物の制限に関する規定の新設</p> <table border="1" data-bbox="336 521 1422 1301"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 521 427 678">計画地区の区分</th> <th data-bbox="427 521 815 521">建築してはならない建築物</th> <th data-bbox="815 521 983 521">建築物の敷地面積の最低限度</th> <th data-bbox="983 521 1251 521">垣又はさくの構造の制限</th> <th data-bbox="1251 521 1422 521">壁面の位置の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 678 427 1301">全域</td> <td data-bbox="427 678 815 1301"> 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの </td> <td data-bbox="815 678 983 1301">9,000平方メートル</td> <td data-bbox="983 678 1251 1301">道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から2.5メートル未満の距離に設置する垣又はさくは、生垣、透視性のあるフェンス等(基礎を有する場合には、敷地地盤面からの基礎の高さが0.5メートル以下のものに限る。)としなければならない。</td> <td data-bbox="1251 678 1422 1301">壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>		計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	垣又はさくの構造の制限	壁面の位置の制限	全域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの	9,000平方メートル	道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から2.5メートル未満の距離に設置する垣又はさくは、生垣、透視性のあるフェンス等(基礎を有する場合には、敷地地盤面からの基礎の高さが0.5メートル以下のものに限る。)としなければならない。	壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	垣又はさくの構造の制限	壁面の位置の制限							
全域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 物品の製造(加工及び修理を含む。)又はその研究開発の事業の用に供される施設(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)又は(2)に掲げる事業を営む工場を除く。) (2) 前号の施設に附属し、かつ、これらの施設と用途上不可分の関係にある建築物 (3) 用水管理施設として必要とされるもの	9,000平方メートル	道路境界線から5メートル未満及び道路境界線以外の敷地境界線から2.5メートル未満の距離に設置する垣又はさくは、生垣、透視性のあるフェンス等(基礎を有する場合には、敷地地盤面からの基礎の高さが0.5メートル以下のものに限る。)としなければならない。	壁面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。							
18	議 案 番 号	第 1 8 号 議 案									
議 案 名	安城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について										
摘 要	<p>水道事業の基本的な計画に係る適用の年度及び給水人口の変更に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>										
	1	<p>現行の計画を適用する最終の年度 平成22年度 平成26年度</p>									
2	<p>給水人口 178,100人 191,400人</p>										

仮番	内 容	
19	議案番号	第19号議案
	議案名	平成19年度安城市一般会計補正予算(第5号)について
	摘要	資料別添
20 { 26	議案番号	第20号議案 ~ 第26号議案
	議案名	平成19年度安城市特別会計補正予算について
	摘要	国民健康保険事業(第1号) 土地取得(第1号) 下水道事業(第3号) 老人保健事業(第1号) 安城北部土地区画整理事業(第2号) 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業(第3号) 介護保険事業(第2号)の7会計 資料別添
27	議案番号	第27号議案
	議案名	平成19年度安城市水道事業会計補正予算(第1号)について
	摘要	資料別添

仮番	内 容	
28	議案番号	第28号議案
	議案名	平成20年度安城市一般会計予算について
	摘要	資料別添
29 { 39	議案番号	第29号議案 ~ 第39号議案
	議案名	平成20年度安城市特別会計予算について
	摘要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 老人保健事業 安城北部土地区画整理事業 安城作野土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の11会計 資料別添
40	議案番号	第40号議案
	議案名	平成20年度安城市水道事業会計予算について
	摘要	資料別添

仮番	内 容	
41	議案番号	第41号議案
	議案名	工事請負契約の締結について
	摘要	<p>安城市ごみ焼却施設2号系燃焼設備及び廃熱ボイラ整備工事</p> <p>場 所 安城市根崎町地内</p> <p>概 要 燃焼設備 2号系ストーカ及び給じん装置一式 燃焼ガス冷却設備 2号系廃熱ボイラ(蒸発水管及び過熱器管)一式</p> <p>契約金額 300,300,000円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区栄三丁目7番20号 荏原エンジニアリングサービス株式会社中部支店 支店長 市 橋 健 次</p> <p>契約の方法 随意</p>
42	議案番号	第42号議案
	議案名	財産の処分について
	摘要	<p>土地の売却</p> <p>所在地 安城市里町北歌口138番1ほか34筆</p> <p>面積 11,781.84㎡</p> <p>売却金額 371,127,960円</p> <p>売却先 安城市土地開発公社</p>
43	議案番号	第43号議案
	議案名	指定管理者の指定について
	摘要	<p>安城市中部福祉センターの指定管理者として社会福祉法人安城市福祉事業団を指定する(平成20年10月1日~平成21年3月31日)。</p>

仮番	内 容	
44	議案番号	第44号議案
	議案名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 35路線 17,784.60m</p>
45	議案番号	第45号議案
	議案名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定 54路線 22,662.80m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,727路線 1,241,814.48m</p>
46	議案番号	第46号議案
	議案名	安城市土地開発公社定款の変更について
	摘 要	<p>郵便貯金法の廃止に伴うもの</p> <p>愛知県知事の認可のあった日～</p> <p>公社における業務上の余裕金の運用先の一つとして「郵便貯金」を規定する部分を削る。</p>

仮番	内 容	
47	議 案 番 号	第 4 7 号 議 案
	議 案 名	財 産 の 取 得 に つ い て
	摘 要	<p>中心市街地活性化用地</p> <p>所 在 地 安城市御幸本町 7 3 番 2 ほか 8 筆</p> <p>面 積 3,143.64 m²</p> <p>取 得 金 額 328,458,983 円</p> <p>取 得 先 安城市土地開発公社</p>
47 の 2	議 案 番 号	第 4 8 号 議 案
	議 案 名	調 停 事 件 に 係 る 和 解 に つ い て
	摘 要	<p>調停の内容</p> <p>1 安城市は、申立人に対し、物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る事件の和解金として金 1 2 0 万円の支払義務があることを認め、これを平成 2 0 年 5 月 3 0 日までに申立人名義の銀行預金口座に振り込むことにより支払う。</p> <p>2 申立人は、本件土地を安城市に寄附する。</p> <p>3 本件土地の寄附に係る所有権移転登記に要する費用（本件土地の分筆に要する費用を含む。）は、安城市の負担とする。</p> <p>4 申立人は、安城市に対し、その余の請求を放棄する。</p> <p>5 申立人と安城市とは、本件土地に係る事件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。</p> <p>6 調停費用は、各自の負担とする。</p>

仮番	内 容	
48	議 案 番 号	報告第1号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>検診業務に係る事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 2,900円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成19年11月2日 午後2時ごろ (2) 発生場所 安城市横山町地内 (3) 経 過 上記地内の安城市保健センターにおいて行った子宮がん検診を受診した相手方が、痛みと出血により、後日他の医療機関において検査及び診察を受けたもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 子宮頸部からの出血及び疼痛 4 過失割合 安城市100% 相手方0% 5 専決年月日 平成20年1月10日</p>
49	議 案 番 号	報告第2号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 116,613円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成19年12月20日 午前11時20分ごろ (2) 発生場所 安城市里町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、草刈り作業中に草刈り機の刃ではじき飛ばされた石が、走行中の相手方車両に当たったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 フロントガラスの損傷 4 過失割合 安城市100% 相手方0% 5 専決年月日 平成20年1月11日</p>

付議案件別冊

仮番 1 5 安城市男女共同参画推進条例の制定について

安城市男女共同参画推進条例の概要

1 前文

少子高齢化や経済産業構造の変化、国際化などにより、家族形態や地域社会が大きく変化しているなかで、引き続き活力ある社会を築くためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行を見直し、男女が対等なパートナーとして生活できる社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

私たち安城市民は、将来にわたって、男女が、互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方のできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

2 目的（第1条）

男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

3 基本理念（第3条）

- (1) 男女が、性別を理由に差別されることなく、自立した個人として、個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行により制限されることなく、あらゆる活動に対して、自らの意思と責任において多様な選択ができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会生活における活動との両立ができるよう配慮されること。

4 市の役割（第4条）

- (1) 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。
- (2) 市は、市民、事業者及び教育に携わる者並びに国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進する。
- (3) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進する。

5 市民の役割（第5条）

市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努める。

6 事業者の役割（第6条）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努める。

7 教育に携わる者の役割（第7条）

家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努める。

8 性別による権利侵害の禁止（第8条）

- (1) 何人も、社会のあらゆる分野において、直接であると間接であるとを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- (2) 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- (3) 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

9 公衆に表示する情報への配慮（第9条）

何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

10 基本計画の策定（第10条）

- (1) 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) 基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずる。
- (4) 基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

11 施策の策定に当たっての配慮（第11条）

市は、男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

12 調査研究（第12条）

市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じ、その結果を公表する。

13 広報及び支援（第13条）

市は、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する活動を行う意欲が増進されるように、広報活動を行うほか、必要な支援を行う。

14 積極的改善措置（第14条）

- (1) 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的改善措置（その格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）を講ずる。
- (2) 市長は、委員会、審議会、審査会その他これらに類するものの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努める。

15 実施状況の公表（第15条）

市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

16 市が実施する施策に対する申出（第16条）

(1) 市民、事業者及び教育に携わる者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策についての意見を申し出ることができる。

(2) 市長は、意見の申出があったときは、安城市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努める。

17 男女共同参画を阻害する事項に係る相談（第17条）

市は、市民から男女共同参画を阻害する事項に係る相談があったときは、国、県その他の関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

18 男女共同参画審議会（第18条）

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、安城市男女共同参画審議会を置く。

(2) 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(3) 審議会は、委員15人以内で組織する。

(4) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。